

## 2021 年度版 A F P テキスト 2021 年 10 月改正資料

2021 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
 F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
 なお、該当ページには、2021 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

### ＜リタイアメントプランニング＞

1. 高額介護サービス費にかかる現役並み所得者がいる世帯の負担限度額が見直されました。

65 歳以上の現役並み所得者（課税所得 145 万円以上の者）がいる世帯の高額介護サービス費の世帯あたりの負担限度額は、一律 44,400 円でしたが、2021 年 8 月 1 日以後の利用については、65 歳以上の現役並み所得者で課税所得 380 万円以上の者がいる世帯の場合、負担限度額が以下のとおり引き上げられました。

	改正前		改正後	
	区分	世帯の上限額 (負担限度額)	区分	世帯の上限額 (負担限度額)
現役並み所得者がいる世帯の負担限度額 (月額)	<u>課税所得 145 万円以上</u>	<u>44,400 円</u>	<u>課税所得 690 万円以上</u>	<u>140,100 円</u>
			<u>課税所得 380 万円以上～690 万円未満</u>	<u>93,000 円</u>
			<u>課税所得 145 万円以上～380 万円未満</u>	44,400 円

※一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更なし

該当ページ P61

以上